

企業林認証を通じた ネイチャーポジティブ実現への挑戦

— ABINC 企業林版認証制度の概要 —

ばん たけひこ
伴 武彦

(一般社団法人いきもの共生事業推進協議会 ネットゲインワーキング事務局・株式会社ポリテック・エイディディ)

■ はじめに

2013 年 12 月に設立された、「一般社団法人いきもの共生事業推進協議会・ABINC」(エイピンク)は、「企業と生物多様性イニシアティブ・JBIB」(ジェイビーアイピー)内のワーキングによって策定された「いきもの共生事業所[®]推進ガイドライン」の普及と、同ガイドラインによる「土地利用通信簿」の、第三者機関による認証「ABINC 認証」を進めてきました。認証期間は基本 3 年間で、都度更新申請し、認証した品質を維持する制度となっています。

ABINC 認証の評価基準は、生物多様性や環境配慮の取り組みを始めたばかりの事業者にとっても取り組みやすい評価基準を示す、ボトムアップ型の認証制度となっています。制度開始以来、認証件数は 200 件(2025 年 10 月現在)にのぼります(表-1 参照)。

現在 8 つの認証シリーズがありますが、ここでは企業林版の認証制度について紹介します。

■ 開発の背景

2021 年の G7 サミットでは、2030 年までに生物多様性の損失を止め回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」や、生物多様性の観点から 2030 年までに陸と海の 30% 以上を保全する「30by30 目標」に取り組むことに合意しました。これを受けて、国内でも OECM (Other Effective area-based Conservation Measures) に関する様々な取組が開始されており、2050 年目標である「自然と共生する世界(Harmony with Nature)」を実現するための企業活動への期待も高まっています。

一方、企業は、施業(木材等生産)、環境保全(水源確保等)、開発用地など、多様な目的で森林を所有していますが、これらの森林には計画的に維持管理されているものもあれば、未利用あるいは遊休のものもあるのが現状となっています。これら森林の植生は、その施業(管理)方針によって、天然林、天然生林、人工林などに分けること(ゾーニング)ができ、ゾーニングに応じて適切に維持管理すれば、木材等の生産だけではなく、炭素固定、生物多様性の保全、グリーンインフラ(防災)、生活環境、地域振興、観光、教育など様々な機能を発揮する可能性が高まります。

ネイチャーポジティブの観点からは、森林の所有目的にかかわらず、現状を把握したうえでネイチャーポジティブに向けた方針と計画を立てることが重要です。適切な維持管理を計画的に行い、継続的に生き物や環境の

表-1 ABINC 認証シリーズ

	シリーズ	認証開始	対象	件数
個別施設	都市・SC版	2013～	オフィスビル、商業施設など	50
	工場版	2014～	工場	24
	集合住宅版	2014～	マンション、集合住宅	106
	戸建住宅団地版	2017～	戸建て住宅団地(街区)	6
	物流倉庫版	2017～	物流倉庫など	7
街区	ABINC ADVANCE	2019～	複数以上の街区	4
自然資本	ゴルフ場版	2023～	ゴルフ場	3
	企業林版	2024～	森林(社有林など)	—

推移を把握（モニタリング）し、現状を踏まえて維持管理計画を改善することで、森林の有する生物多様性保全をはじめとした諸機能の発揮を促し、わが国のネイチャーポジティブの達成に貢献することが期待されます。

こうした背景を踏まえて、ABINC では 2022 年 1 月より OECM 対応ワーキンググループを発足させ、企業林版の認証制度の検討を開始しました。検討にあたっては、JBIB による「いきもの共生森づくりガイドライン」¹⁾ や国立研究開発法人森林研究・整備機構による「生物多様性に配慮した森林管理テキスト」²⁾等を参考にしつつ、有識者によって構成された検討委員会において制度内容を検討しました。また、先進的な取り組みをしている企業林を保有する事業者のトライアル参加を経て、2024 年 8 月に企業林版の認証制度を公開しました。

■ 企業林版認証制度の概要

本制度の評価対象は、「一団地の森林」です。その定義は、京都議定書第 1 回締約国会議（COP/MOP1）における決議 16/CMP.1 に基づく我が国の森林の定義に準じ、最小面積 0.3ha、最小樹冠被覆率 30%、最低樹高 5m、最小の森林幅 20m の全てを満たすものとして

います。

また、本制度における「企業林」の定義は、「申請者が主体的に維持・管理を行う森林」としています。但し、申請者が保有する森林ではない場合であっても、所有者との間で維持・管理に対する協定等を締結していれば申請が可能です。さらには、植生が同様で一体の地域とみなせる複数団地の森林をまとめて申請することも可能であり、竹林や外国産樹種の林地なども、将来の管理方針が明確となっていれば対象に含めることができます。

なお、本制度における森林タイプは、天然林、天然生林、人工林の 3 タイプを基本としています。必要に応じて草地や湿地、水辺などが含まれていても良いこととしています。認証期間は 5 年間とし、認証発効から 5 年おきに更新が必要です。

認証評価の項目は、表 -2 に示すとおり 5 章全 17 項目となっています。

「第 1 章 対象森林の管理に関する方針」では、「ガバナンス」「現状把握」「（管理）方針」の 3 点について、適切に検討が行われているかを評価します。具体的には、「ガバナンス」は、経営層による森林管理への関与や持続可能な体制が構築されているかを評価します。「現状把握」は、森林の面積、事業活動による森林への依存や

表 -2 ABINC 企業林版認証の評価項目及び配点

項目			点数	
第Ⅰ章 対象森林の管理に関する方針	Ⅰ-1. ガバナンス	①森林管理・森づくり活動に対するコミットメントと経営への組み込み	45	5
		②持続可能な運営体制の構築		5
	Ⅰ-2. 現状把握	③対象森林の面積による加点		10
		④事業活動が森林に与えている影響・依存状態や貢献度の把握		5
		⑤対象森林及び周辺を含めた植生の把握		5
		⑥対象森林及び周辺を含めた生物情報の把握		5
	Ⅰ-3. 方針	⑦森林管理・森づくりにおける全体方針の有無		5
		⑧対象森林のゾーニング及びゾーニングに応じた管理方針の設定		5
第Ⅱ章 森林管理計画の策定・実施		⑨維持管理計画の策定	15	10
		⑩森林環境全般に対する配慮や対策等の取組		5
第Ⅲ章 環境コミュニケーション活動		⑪地域及び専門家との連携	20	5
		⑫森林の生物多様性保全に係る知識を有した人材の配置		5
		⑬社内従業員の参画と環境教育プログラム		5
		⑭社外向けの環境教育プログラムの推進		5
第Ⅳ章 モニタリング調査の計画と実施		⑮モニタリング計画の策定	20	10
		⑯モニタリングの実行と結果の活用		10
第Ⅴ章 イノベティブポイント		⑰上記以外の生物多様性保全に資する取り組み	5	5
合計			105	

影響の度合い、植生や動物等の確認状況进行评估します。「方針」は、生物多様性の向上に資する全体方針や「保護」「保全」「再生」「利用」等の視点からのゾーニングの設定が適切に行われているかを評価します。

「第Ⅱ章 森林管理計画の策定・実施」では、第Ⅰ章での管理方針を受けて、「維持管理計画の策定」と「森林環境全般に対する配慮や対策等の取組」が適切に行われているかを評価します。

「第Ⅲ章 環境コミュニケーション活動」では、「地域及び専門家との連携」「森林の生物多様性保全に係る知識を有した人材の配置」「社内従業員の参画と環境教育プログラム」「社外向けの環境教育プログラムの推進」を通じて、社内外のステークホルダー等とのコミュニケーションが適切に行われているかを評価します。

「第Ⅳ章 モニタリング調査の計画と実施」では、第Ⅱ章の維持管理計画の内容を踏まえ、適切に「モニタリング計画の策定」が行われ、計画どおりに「モニタリングの実行と結果の活用」が行われているかを評価します。

「第Ⅴ章 イノベティブポイント」では、地域のSDGsの課題を把握し、対象森林の特性を活かして課題解決に貢献しようとする取組を評価します。生物多様

性保全に限らず、脱炭素や Well-being に向けた活動であっても評価対象となります。

また、認証申請時には、評価基準とは別途、「対象林の生物多様性上の価値（公益的価値）を把握し、それを活かした社会貢献を行っているか」を事業者が自らチェックすることとしています。特に、「対象林の持つ生物多様性上の価値（公益的価値）を活用し、社会貢献に活かす“森づくり”のストーリーを持っているか」について申請者が意識した検討をするよう助言しています。

■ ネットゲイン認証制度との連動

2025年8月、ABINCは「ネットゲイン認証制度β版」を公開しました。本制度は、ミティゲーションヒエラルキーの考え方に則り、従来の生物多様性保全に配慮する緑地や取り組みの評価（ABINC認証等の取得）に加え、開発により失われる自然について、代償できる土地（自然再興実施地と呼ぶ）を利用し、開発地の過去の自然の状態よりも生物多様性の質が高い状態（＝ネットゲイン）となる緑地やその取り組みを評価するものです（図-1）。

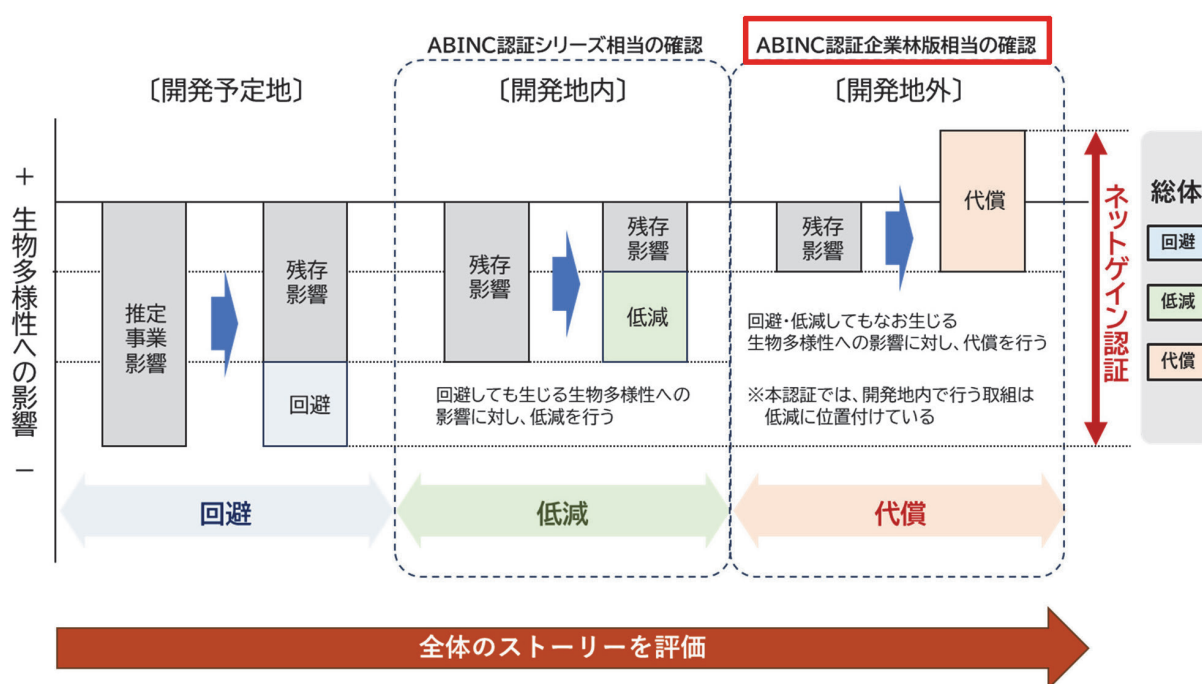


図-1 ABINC ネットゲイン認証の概念図と企業林版の位置づけ

元々、生物多様性の価値が高い場所の「維持増進」に加え、生物多様性が失われていた場所における「回復」「創出」に資する取り組みについても評価します。

また、自然再興実施地においては、ABINC 企業林版認証（または相当程度の評価）を得ていれば生物多様性の質が高い状態と評価されます。

この認証は、これまで国内において評価できていなかった「土地開発による生態系のロス・ゲイン」を総合評価する初のメソッドを提供することにより、企業におけるネイチャーポジティブな取り組みを促進し、地域の生物多様性保全に貢献していくものです。

企業においては、本認証を取得することにより社会的信頼の確保など企業価値の向上に繋がるとともに、非財務情報の開示にも有力なツールとなり得ると考えています。

■ おわりに

2022 年 12 月に生物多様性条約の第 15 回締約国会議で採択された「昆明・モンリオール生物多様性枠組」では、民間セクターの役割がさらにクローズアップされました。また、「自然関連財務情報開示タスクフォース（Taskforce on Nature-related Financial Disclosures）」による開示ルールが公開され、生物多様性配慮や資源動員など、企業を取り巻くネイチャーポジティブへの貢献の動きは加速しています。

おりしも令和 6 年度の森林・林業白書³⁾の特集は「生物多様性を高める林業経営と木材利用」でした。ここでは、国土の 3 分の 2 を森林が占める我が国における生物多様性に配慮した森林経営の必要が詳細に訴えられています。しかし、森林の 7 割が民有林となっている我が国では、生物多様性に配慮した森林経営を行うことにより、森林を保有する企業等にとって、経済的にもインセンティブが付与されるような仕組みこそが重要ではないでしょうか。同書では、木材自給率が 43% まで回復しているとの報告もあり、都市と中山間地域をつなぐ新

たな経済循環に生物多様性の価値がしっかりと組み込まれることが重要といえます。

今回紹介した企業林版認証制度は、管理が停滞している森林等に、あらためて生物多様性の観点から企業に価値を与え、森林管理の新たな意義を見出すための手掛かりとなることを期待しています。木材の生産地としての利用はもちろんのこと、地域全体でみた場合のネイチャーポジティブに資する森林管理が行われることを期待しており、その意味でネットゲイン認証との連動は、流域や地域のランドスケープの視点を意識した生物多様性保全につながるものと考えています。

従来 ABINC 認証は、事業所（あるいは街区）単位での土地利用の診断結果と取り組みの処方箋として広く普及してきました。しかし、これからは事業所内だけでなく、事業所が位置する流域や地域にも目を向け、事業所の緑地が生物多様性の向上に、どのような貢献ができるかより広い視野で考えるべき時代を迎えています。

ABINC 認証は、これからもボトムアップ型の認証として、個々の事業所の取組の背中を押し、事業所が位置する地域のネイチャーポジティブに貢献する制度でありたいと考えています。同時に、事業者のみならず施設を利用する人々や地域の住民にも生物多様性の取り組みを浸透させ、寄り添っていききたいと強く思います。

引用文献、参考文献

- 1) 一般社団法人企業と生物多様性イニシアティブ いきもの共生森づくりワーキンググループ（2014）いきもの共生森づくりガイドライン β 版
- 2) 国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所（2020）生物多様性に配慮した森林管理テキスト 関東・中部版
<https://www.ffpri.go.jp/research/4strategy/18biodiversity/documents/text200301.pdf>
- 3) 林野庁（2025）令和 6 年度森林及び林業の動向 令和 7 年度森林及び林業施策